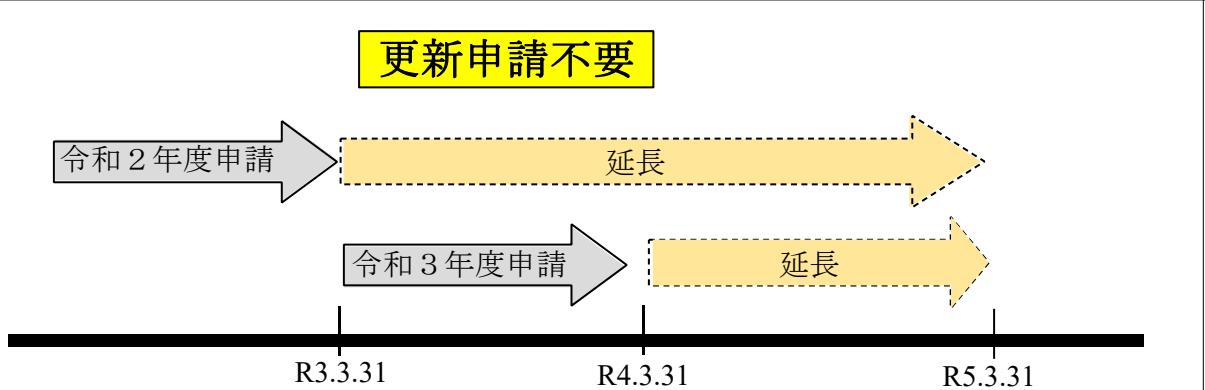


令和2～3年度中に減免承認を受けた県内中小企業等の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、工業系試験研究機関
(ぎふ技術革新センター含む)の依頼試験手数料及び機器使用料に係る
減免の有効期間を自動で令和5年3月31日まで延長します。

- ◇ 令和2～3年度中に交付された減免承認書について、有効期間を令和5年3月31日まで延長します(減免率は50%)。
- ◇ 現在お持ちの減免承認書は、令和5年3月31日まで有効とみなされますので、依頼試験及び機器利用(革新センター含む)時にそのままお使いいただけます。延長のための手続きは不要です。



- ◇ ただし、減免の対象となる県内事業所等の閉鎖(廃止)又は減免要件に規定する中小企業でなくなった場合は、減免を受けることは出来ませんので、速やかに承認を受けた工業系試験研究機関にご連絡ください。

ご不明な点がございましたら、岐阜県商工労働部産業技術課又は工業系試験研究機関
(岐阜県産業技術総合センター(ぎふ技術革新センター)、岐阜県食品科学研究所、岐阜県
セラミックス研究所及び岐阜県生活技術研究所)にお問い合わせください。



岐阜県商工労働部産業技術課